

## 不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要

### 1 趣旨

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。以下「改正法」という。）により、所有者不明土地の発生を防止するため、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「不登法」という。）及び関係法律の一部が改正された。

本省令案は、改正法（令和8年2月2日施行分）において、相続登記の義務化の実効性を確保するものとして創設された所有不動産記録証明書の交付の請求の手續等を定めるため、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「不登規則」という。）等について所要の改正を行うものである。

### 2 概要

#### (1) 戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の提供による相続人申出等添付情報の省略（不登規則第158条の20）

相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を提供した場合、当該戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号で戸籍電子証明書又は除籍電子証明書を確認することができるときは、相続人申出等添付情報の添付省略ができることを定める。

#### (2) 所有不動産記録証明書の交付の請求に係る請求情報等（不登規則第195条）

所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、請求人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに請求に係る不動産の登記記録をその所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所により検索するために必要な事項などを提供するとともに、所要の添付情報を提供しなければならないことなどを定める。

#### (3) 所有不動産記録証明書の作成及び交付（不登規則第199条）

所有不動産記録証明書には不動産所在事項及び不動産番号を記載するものとし、登記官は、所有不動産記録証明書を作成するときは、請求に係る所有不動産記録証明書である旨の認証文などを付さなければならないことなどを定める。

#### (4) 所有不動産記録証明書の交付の請求に係る手数料等（不登規則第203条から第205条まで）

所有不動産記録証明書の交付の請求をするときは、所定の方法により、所要の手数料や所有不動産記録証明書の送付に要する費用を納付しなければならないことなどを定める。

### 3 施行期日

令和8年2月2日